

市長定例記者会見資料



令和6年3月26日	
所 属	住宅政策課
所属長	田村 昌信
電 話	06-6489-6608

4月1日から民間賃貸住宅住替え補助を始めます ～インスペクション費用補助、相続登記促進補助も同時開始～

市長公約の柱の1つである「住環境整備、まちの魅力とイメージの向上」における良好な住環境整備について、住環境アドバイザーボードの意見を踏まえ、考え方や具体的な取組内容を取りまとめた「子育て世帯向け住宅施策パッケージ」に基づき、①民間賃貸住宅住替え補助、②インスペクション費用補助、③相続登記促進補助を4月1日より開始します。

1 4月1日より開始する施策とその概要

(1) 民間賃貸住宅住替え補助

夫婦の合計年齢が70歳未満の世帯又は中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯の本市の区域内に所在する民間賃貸住宅への住替えに要する費用の一部を助成します。

(2) 中古住宅の状況調査（インスペクション）費用補助

戸建の中古住宅の状況調査（インスペクション）に要する費用を助成します。

(3) 相続登記促進補助

相続登記の義務化に合わせて、相続登記に要する費用と、遺言書の作成に要する費用の一部を助成します（所得制限あり）。

2 対象

種類	対象経費	助成額	主な要件
民間賃貸住宅住替え補助	本市の区域内に所在する民間賃貸住宅への住替えに要する費用	25万円 160世帯 (先着)	<対象住宅> ・新耐震基準に適合していること ・住戸専用面積が55㎡以上であること <対象者> ・夫婦の合計年齢が70歳未満の世帯又は中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯であること ・兵庫県外から対象住宅へ住み替えていること
インスペクション費用補助	状況調査に要する費用	上限8.8万円 5件 (先着)	<対象住宅> ・個人所有の中古住宅で売買に供されるもの <対象者> ・所有者または購入予定者
相続登記促進補助	相続登記に要する費用と、遺言書の作成に要する費用	上限10万円 10件 (先着)	<対象者（相続登記）> ・建物を相続し、単独所有の相続登記を行った者であること <対象者（遺言作成）> ・建物の所有者（単独所有に限る）であること ・75歳以上であること

以 上

(参考) 住宅施策パッケージ 予算事業一覧

	種類	概要	助成額	件数等	取組予定
4月から	1. 民間賃貸住宅住替え補助	ファミリーB(※)に該当する世帯の兵庫県外から本市の区域内に所在する民間賃貸住宅(例:住戸面積 55 m ² 以上など)への住替えに要する費用の一部を助成	25万円	160世帯 (先着)	R6.4.1~の住替えが対象
	2. インспекション費用補助	戸建の中古住宅の状況調査(インспекション)に要する費用を全額助成(上限額あり)	上限 8.8万円	5件 (先着)	R6.4.1~の調査が対象
	3. 相続登記促進補助	相続登記の義務化に合わせて、相続登記に要する費用と、遺言書の作成に要する費用の一部を助成(所得制限あり)	上限 10万円	10件 (先着)	R6.4.1~の委託契約が対象
夏頃から	4. 新築戸建住宅取得補助	ファミリーA(※)に該当する世帯の指定区域内における良質な戸建住宅(例:敷地面積、延床面積とも 100 m ² 以上など)の取得を支援	200万円	50世帯 (抽選)	兵庫県の区域指定を経て、夏頃から募集開始予定
	5. 中古戸建住宅取得補助		60万円	20世帯 (抽選)	
	6. 子育て支援施設開設支援	指定区域内において、託児所や学習塾といった子育て支援施設の開設を支援(初年度 300 万円、2~3 年目は 100 万円)	総額最大 500万円	4件 (先着)	
	7. 戸建住宅賃貸化補助	指定区域内において、戸建住宅の賃貸化(サブリース)にかかる改修を支援	60万円	5件 (先着)	
8月から	8. 市営住宅の子育て世帯専用の入居枠の確保	ファミリーA(※)に該当する世帯に限定した優先枠の新設	-	20戸程度 (抽選)	8月の定期募集から開始予定
9月から	9. 市営住宅への子育て世帯の入居を支援	ファミリーB(※)に該当する世帯に対し、収入や市内居住といった入居要件を緩和し、駅前の利便性の高い市営住宅への入居を支援	-	10戸程度 (抽選)	9月から募集開始予定
	10. 住まいと空き家の相談窓口	相続や市場流通といった多様な悩みを、弁護士や司法書士など空き家対策のプロ集団に気軽に相談できるワンストップ相談窓口を本庁舎に設置	-	相談は 随時	9月から窓口開設予定

※ファミリーA:夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯又は中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯

※ファミリーB:夫婦の合計年齢が 70 歳未満の世帯又は中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯